



「除雪」事業について

～道路環境課～

県では、冬季における県民の日常生活や物流等の産業・経済活動に支障を及ぼさないよう、適切な除排雪や路面の凍結防止対策に努めています。本格的な雪の季節を迎える前に、除雪事業についてお知らせとお願いです。

県管理道路 257 路線、延長 4194.3km のうち、積雪が多く雪崩が発生する等、通行に危険な冬季閉鎖区間を除いた 3,808.9km(全体延長 91%)を除雪しています。

【除雪出動基準】

○ 車道除雪

高速道路/IC、空港、医療施設その他の重要公共施設等への連絡道路を優先して除雪を実施します。初期除雪については、降雪量 5cm で引き続き降雪が予想される場合、あるいは降雪量 10cm 以上、または吹きだまりの生ずる恐れのある場合です。

○ 融雪剤散布

橋、交差点、急カーブ区間、トンネルの出入口等を中心に道路へ融雪剤を散布します。

○ 歩道除雪

通勤、通学路を優先して除雪を実施します。確保すべき路面状態は、防寒靴等で歩行可能とし、除雪幅は 1m 以上を標準とします。



【除雪の工夫】

○ 市町村との連携除雪

県と市町村といった従来の縦割りの行政サービスを改善する第一歩として、除雪作業の連携を進めていきます。主な連携方法としては、

1. 路線の相互交換

県が除雪したほうが効率的な市町村道、市町村が除雪したほうが効率的な県道を相互に交換します。

2. 委託先の同一化

隣接する県道と市町村道と同じ委託業者をお願いします。

3. 市町村へ除雪機械の貸出

県の除雪に支障のない範囲で、所有する除雪機械を市町村へ貸し出します。

×リット

限られた除雪機械を効率的に稼働させることができるので除雪の作業効率が上がります。効率的効果的な除雪が期待されます。

○ 住民協働による歩道除雪

H17 から実施している住民協働による歩道除雪を引き続き実施します。H19 は、6 市町村へ 8 台の小型除雪機を貸し出し、歩道除雪への協力をお願いします。



※HP にて県内の道路の路面状況、降雪・積雪情報等がご覧になれます。

◆ 「岩手県道路情報提供サービス」 …… <http://www.douro.com/>

【お問い合わせ】

道路環境課 TEL019-629-5878

除雪作業にご協力お願いいたします

県では、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保するため、
県が管理している道路の除雪を行っています。
作業がスムーズに行えるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

■ 間口除雪にご協力を

各商店・各家庭から道路へ出る間口に寄せられた雪の除雪については各家庭、
ご近所等でご協力をお願いいたします。

■ 道路への雪だしはやめましょう

道路への雪だしは路面凍結の原因となるほか、路面が
でこぼこになり交通事故や渋滞の原因になりますので
非常に危険です。



■ 路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の妨げになります。
また、車の乗入れ板や看板等も障害物となります。

■ 除雪車に注意してください

除雪作業は常に安全第一で行っていますが、
作業中の除雪車は大変危険です。
近づかないようお願いいたします。
除雪車は場合によってはセンターラインを
越えて作業することもありますので、
車等で走行中の際もご注意願います。



■ 深夜・早朝作業にご協力ください

除雪作業は朝の通勤・通学に間に合うよう、作業は主に交通量の少ない
早朝や夜間に行います。
作業中は騒音、振動などでご迷惑をおかけいたしますがご理解ください。

岩手県
道路情報提供サービス
ホームページへ



お問い合わせは
県庁 県土整備部 道路環境課
または
各地方振興局土木部まで